# 都市開発諸制度の概要

本冊子は、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」の内容について、わかりやすく概要を示したものです。詳しい内容は、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」や各制度の運用基準・許可要綱をご覧ください。

# 都市開発諸制度の概要

都市開発諸制度とは、公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度のことで、「再開発等促進区を定める地区計画」「高度利用地区」「特定街区」「総合設計」の4制度のことを呼んでいます。

東京都では、都市づくりのグランドデザイン」に基づき、政策誘導型の都市づくりを戦略的に進めていくため、4つの制度を活用するにあたっての共通のルールを『新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針(以下、「都市開発諸制度活用方針」)』として定めています。また、4つの制度ごとに詳細な運用基準・許可要綱を定め、運用を行っています。

都市開発諸制度活用方針では、地域特性に応じた開発やまちづくりを進めることを目的として、これらの制度を戦略的に活用するエリアを設定しています。さらに、各エリアについて、割増容積率の限度のほか、地域のにぎわいや魅力を発揮する施設を誘導するために、緩和した容積の部分に充当すべき用途(育成用途)の内容などについても定めています。

## 新しい都市づくりのための 都市開発諸制度活用方針

# 都市開発諸制度 再開発等促進区を 定める地区計画 高度利用地区 特定街区 総合設計

## ■ 都市開発諸制度の適用条件等

## 適用条件

都市開発諸制度の適用に際しては、 以下の公共的な貢献を条件としています。

- ・公開空地の整備と維持管理
- 建物の環境性能の確保
- ・災害時の自立性確保(防災備蓄倉庫の 設置等)
- 開発区域内の無電柱化

など

## 割増容積率の評価対象

都市開発諸制度の適用に際しては、 以下の公共的な貢献を評価し、容積率を 割り増すことができます。

- ・公開空地…市街地環境の向上
- ・住宅…質の高い住環境の形成
- ・宿泊施設…インバウンド増大への対応
- ・公益施設…地域社会への貢献 (子育て支援施設、高齢者福祉施設、 災害時の一時滞在施設等)
- 域外貢献

(無電柱化、駅まち一体開発、水辺との 一体整備、みどりの保全・創出、木造 住宅密集地域の解消、水害に対応した 高台まちづくり) など



容積緩和のイメージ

## ● 育成用途・重点育成用途

- ・育成用途とは、地域のにぎわいや魅力 を発揮する施設を誘導するために、緩 和した容積の部分に充当すべき用途の ことです。用途の複合化を促進するた め、すべての拠点に育成用途の導入を 義務付けています。
- ・また、ゾーンの形成や地域の個性・ポ テンシャルを発揮する機能を「重点育 成用途」として高く評価することで導 入の促進を図っています。

## ▶育成用途

- ・文化・交流施設(宿泊施設、美術館等)
- · 商業施設(店舗等)
- 生活支援施設

など

## ▶ 重点育成用途

- ・外国語対応の教育施設・医療施設・ 子育て支援施設
- 文化施設・運動施設・観光施設
- ・イノベーション創出に資する会議施設 など
  - 集会施設・産業支援施設



外国語対応の医療施設のイメージ

# ■都市開発諸制度の比較

都市開発諸制度における4制度については、以下のように根拠法令や規制緩和等の内容 運用に際しての共通事項を都市開発諸制度活用方針としてまとめています。

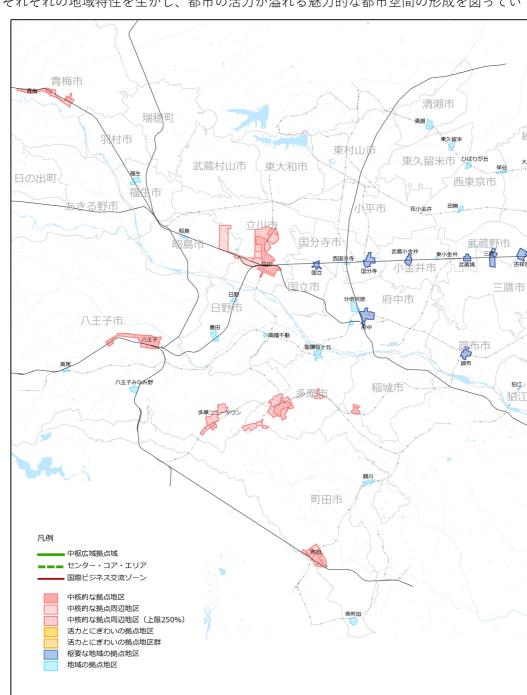
			都市計画に位置づけられるもの			
制度名		再開発等促進区を定める 地区計画	高度利用地区			
根 拠 等		都市計画法、建築基準法	都市計画法、建築基準法			
		東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準	東京都高度利用地区指定方針及び指定基準			
事 例		六本木ヒルズ	晴海トリトンスクエア			
		東京ミッドタウン	代官山アドレス			
特徵		工場跡地等の大規模な低未利用地で土地利用 の変化が見込まれる地区を対象に、公共施設 整備と高度利用の一体的な再開発を促進	一般的に市街地再開発事業と併せて適用し、 敷地の統合による土地の合理的な高度利用を 促進			
規制緩和等の概要	用途	緩和あり(特定行政庁の許可)	緩和なし			
	容積	緩和あり(地区整備計画で定める容積率を上限として特定行政庁が認定)	緩和あり(都市計画で定める容積率上限)			
	斜線	緩和あり (特定行政庁の許可) 道路・隣地・北側斜線	緩和あり(特定行政庁の許可) 道路斜線			
	高さ	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域の絶対高さの適用除外 (条件あり)	緩和なし			
	日影	整備計画区域内のみ日影規制条例の適用区域 の対象外	高度利用地区内のみ日影規制条例の適用区域 の対象外			
規模要件		促進区:1.0ha 以上	高度利用地区:おおむね0.5ha以上			
		地区整備計画及び街区:0.1ha以上	(市街地再開発事業の場合は、0.2ha以上)			
決定	都	区域3ha超				
権限	区	区域3ha以下	すべて区決定			

がそれぞれ異なりますが、対象エリアや割増容積率の限度など、

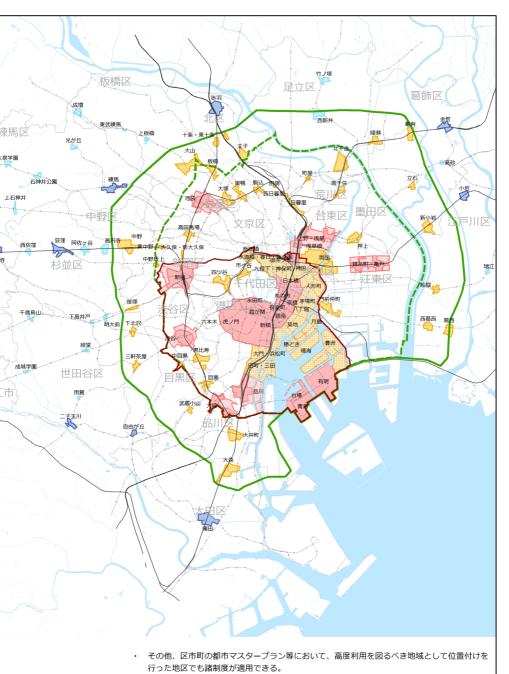
(都市計画審議会付議)	建築基準法等に基づく許可によるもの			
(即中日四田成五日成)	(建築審査会付議)			
特定街区	総合設計			
都市計画法、建築基準法	建築基準法			
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律			
	(長期優良住宅型)			
東京都特定街区運用基準	東京都総合設計許可要綱			
東京都庁	恵比寿ガーデンプレイス			
丸ビル	天王洲アイル			
既に街区が形成されている地区を対象に、市	敷地内に一定の空地を確保し、容積率、高さ			
街地環境を整備	等が、総合的に配慮され、市街地環境の整備			
	改善に貢献する建築計画			
緩和なし	緩和なし			
緩和あり(都市計画で定める容積率上限)	緩和あり(特定行政庁の許可)			
緩和あり(適用除外)	緩和あり(特定行政庁の許可)			
道路・隣地・北側斜線	道路・隣地・北側斜線			
高度地区	※長期優良住宅型は緩和なし			
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専			
用地域、田園住居地域の絶対高さの適用除外	用地域、田園住居地域の絶対高さの緩和あり			
	(特定行政庁の許可)			
	※長期優良住宅型は緩和なし			
適用除外	緩和なし			
(3h htt ++ )/+ > _ //tt c o dt )				
(建築基準法第60条)	**************************************			
街区:原則0.5ha以上	敷地:住居系用途地域 1,000㎡以上			
	非住居系用途地域 500㎡以上			
	※長期優良住宅型は近隣商業地域、商業地域			
	では、300㎡以上			
区域 1 ha超	建物延べ面積1万㎡超			
区域 1 ha以下	建物延べ面積1万㎡以下			

## ■ 拠点地区の位置図

「都市づくりのグランドデザイン」で示した地域の将来像の実現に向けて、都市開発諸それぞれの地域特性を生かし、都市の活力が溢れる魅力的な都市空間の形成を図ってい



制度では拠点地区などを設定し、割増容積率の限度、育成用途の割合等を定め、くこととしています。



拠点地区の範囲について、都市づくりの進捗状況に応じて見直すこととする。

# ■ 割増容積率の上限

都市開発諸制度の運用に際して、下表を「一般型」として各拠点地区などでの育成用途や割増 旧耐震マンションの建替えを促進する「高経年マンション建替型」、宿泊施設の整備を促進す

		1 同性十、	マンション建	- H - L   \				
			F	国際ビジネス交流ゾー		中枢広域拠点域		
整備	<b>備区分</b>	中核的な 拠点地区	中核的な拠点 周辺地区	活力とにぎわいの拠点地区群	活力とにぎわいの拠点地区	左記以外		
	300%	6 1/2			1/5			
-般型※1の割増 8積率の限度及び	250%	育	1/2 育 成	1/2 育 成	(200%超は2/5) 育 成	育成用途		
成用途の割合	↓基準容積率	途	用 途 ———————————————————————————————————	途	庞	業務以外		
割増容積3	率の限度 ※6	300%	250%	250%	250%	250%		
	合促進型 ※2	<b>*9</b>	<del>                                     </del>	0	<u> </u>			
宿泊施設(総合設制	後優遇型 ※3 計は除く)		0					
	/ョン建替型 ※4 計の場合)		0					
適用	用地区	大手町、丸の内、 新宿、渋谷、大 御茶ノ水、水道 市ヶ谷、四ツ谷、有楽町、日比谷・ 崎、品川		目黒、恵比寿、中				
			中枢広域拠点域外	4				
中核的な 拠点地区	中核的な拠点		枢要な地域の 拠点地区	地域の損	左記以外 ※7			
1/2	1/2		1/5	1/5				
所 成 用 途	育成用途	1/2 育 成 用 途	育 成 用 途	育 成 用 途	1/5 育 成 用 途	<b>*8</b>		
300%	250%	200%	250%	250%	200%	200%		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				_	_		
			0		_	_		
摩ニュータウン、	八王子、立川、多 3 摩ニュータウン、 : 青梅、町田	立川、多摩ニュー 🥫		成増、八王子みな み野、鶴川、南町 田、花小金井等	千歳烏山、経堂、 明大前、成城学 園、用賀等	_		

容積率の限度等を定めています。その他、質の高い住宅等の整備を促進する「住宅供給促進型」、る「宿泊施設優遇型」、長期優良住宅の普及を促進する「長期優良住宅型」があります。

					中枢広垣	 找拠点域内		
中核的な 拠点地区	中核的な拠点 周辺地区	活力とにぎわい の拠点地区	左記以外 ※7	住宅供給促進型 ※ 2	宿泊施設優遇型 ※3	高経年マンション建 替型 ※4	長期優良住宅型 ※5	
1/2 育 成 用 途	1/2 育 成 用 途	1/5 育 成 用 途	業務以外	住宅 (割合は各 制度によ る)	宿泊施設 (割合は各 制度によ る)	育成用途 (割合は整 偏区分によ る)	長期優良住宅	
300%	200%	250%	200%	300~500% (制度による)	400~500% (制度による)	300~400% (制度による)	175~300%	
<u></u> %9		0	<b>※10</b>	国際ビジネス交流 ゾーン・中核的な拠	国際ビジネス交流 ゾーン・中核的な拠	マンション再生まち づくり推進地区 ※11	以下の区域のうち、住 字供給促進型総合設計	
池袋、上野・浅草、錦糸町・亀戸	池袋、上野・浅	○ 大久保・新大久保、 高田馬場、巣鴨、 『込 等	— 6	点周辺地区・活力と にぎわいの拠点地区	点地区・中核的な拠	つくり推進地区 ※11	も映画に進生数では設計 の適用区域を除く区域 センター・コア・エリア/ センター・コア・エリア/ マンター・コア・エリア/ 以外の区域であって、中 核的な拠点地区、中核的 な拠点開辺地区、一技力と にぎわいの拠点地区群、 活力とにぎわいの拠点地 区	
中枢広域拠点域外			※1 「一般型」とは、再開発等促進区(一般型)、高度利用地区(住宅供給促進型、高経年マンション建替型、宿泊施設優遇型を除く)、特定街区(一般型)、総合設計(一般型)					
宿泊施設優遇型 ※3	高経年マンション 建替型 ※4	長期優良住宅型 ※5	をいう。 ※2 「住宅供給 割合以上	↑/ 建音室、 個	開発等促進区(住宅 質の高い住宅、受皿	供給促進型)、高度 住宅又は育成用途を	E利用地区(一定 :整備するもの)、	
福泊施設 (割合は名 制度によ る) 400~500% (制度に拠点地 区・中核的な板裏 地域の拠点地 地域の拠点地 地域の拠点地		長期優良 住宅 175~300% 中核的な拠点地 区・中核のな拠点 周辺地区・地域の 拠点地区・枢要な 地域の拠点地区 地域の拠点地区	※3 「宿泊合経利型」 ※4 「高度導工 期容のシート を良率リート では、 ※5 「割以 (1) セ都・地区 区を 1 日本 1 日	は優遇型」とは、再開 この宿泊施設を確保) アンション建替型」と 地区(マンションの題	開発等性では、 開発等性では、 関係を対して、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 は	施設推進型)、高高の 高度 施設推進型)をいた 高度 を	利用地区(一定。 。 。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

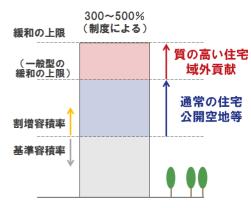
## ■ 居住

## ● 住宅供給促進型

◆質の高い住環境を形成するため、質の 高い住宅等の整備や開発区域外の都市 基盤の整備等を行う場合、割増容積率 の最高限度を緩和できます。

#### 【対象エリア】 (p.21,22参照)

- ・国際ビジネス交流ゾーン内(中核的な 拠点地区を除く)
- ・中核的な拠点周辺地区、活力とにぎわいの拠点地区群、活力とにぎわいの拠点地区群、活力とにぎわいの拠点地区
  - ※センターコアエリア内で、都市計画的な位置付けが明確にされた地域でも適用可



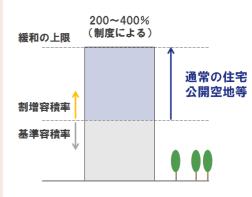
住宅供給促進型における 容積緩和のイメージ

## ● 高経年マンション建替型

◆旧耐震マンション等の建替えを促進するため、マンション再生まちづくり制度等を活用し、旧耐震マンション等の建替えを行う場合、割増容積率の最高限度を緩和できます。

#### 【対象エリア】

- <総合設計の場合> (p.25,26参照)
- · 中枢広域拠点域内
- ・中枢広域拠点域外の中核的な拠点地区、 中核的な拠点周辺地区、地域の拠点地区、枢要な地域の拠点地区
- ・マンション再生まちづくり推進地区 など
- < 再開発等促進区を定める地区計画・高度 利用地区の場合>
- ・マンション再生まちづくり推進地区 など

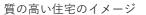


高経年マンション建替型における 容積緩和のイメージ

#### 住宅供給促進型の評価対象は次のとおりです。

メニュー	評価対象
質の高い住宅	サービス付き高齢者向け住宅等 サービスアパートメント 子育て支援住宅 長期優良住宅 賃貸住宅
受皿住宅	防災都市づくり推進計画における重点整備地域、 整備地域又は木造住宅密集地域や、高台まちづ くりの整備に伴い住民が移転する際の受皿住宅







サービスアパートメントのイメージ